

令和3年度 大山崎町農商連携支援事業実施要項

令和3年6月  
大山崎町

下記の目的で、農商連携支援事業を実施します。  
補助金の交付を申請される飲食店は、下記の内容を熟読いただき、必要な書類をご提出願います。

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営を強いられている町内の飲食店が、同じく売り先の減少等により販路の拡充を求める町内の農家等と取引することにより、飲食店及び農家等の両者の経営を改善し、また、町内の農作物の地産地消を促進することを目的とする。

2 補助事業の概要

【補助事業の区分】

①農作物購入補助事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店(※1)が、飲食として提供するための食材として、農家等(※2)から農作物の仕入れを行う取り組み
②農作物販売補助事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店(※1)が、農家等(※2)から仕入れた農作物を加工(調理)せずに飲食店で販売を行う取り組み

(※1)飲食店=食品衛生法の規定に基づき、飲食店営業の許可を受けている町内の飲食店

(※2)農家等=大山崎町農業委員会が管理する農地台帳に、農家として記載されている者  
又はそれらが組織する団体

【①農作物購入補助事業】

実施期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
補助対象者	農家等から農作物を仕入れた町内の飲食店
補助対象経費	実施期間中に、農家等から仕入れた農作物の購入費用 ※ただし、飲食として提供するための食材ではなく、 <u>飲食店で販売するために購入した農作物(農作物販売補助事業として販売するための農作物)</u> に係る購入費用は補助対象外
補助率	農作物の購入費用の30%以内
補助上限額	1飲食店あたり10万円

## 【②農作物販売補助事業】

実施期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
補助対象者	農家等から農作物を仕入れた町内の飲食店
補助対象経費	実施期間中に、農家等から仕入れた農作物を飲食店で販売するために掛かる消耗品費、印刷製本費及び備品購入費 (例：テーブル、農作物を入れるカゴ、周知用チラシ 等)
要件	飲食店での農作物の販売期間として、 <u>当該年度中に、3ヶ月間は販売すること</u>
補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	1飲食店あたり5万円

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書

- ・大山崎町農商連携支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、補助事業の区分ごと（①農作物購入補助事業・②農作物販売補助事業）に必要な事項を記入してください。
- ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写しを添付してください。
- ・②農作物販売補助事業を申請する場合は取り組み予定（購入、発注予定）の消耗品費や印刷製本費、備品購入費の見積書等（カタログ等の写しでも可）を添付してください。
- ・申請された書類を大山崎町で審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、大山崎町農商連携支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。

#### (2) 申請先

〒618-8501 大山崎町字円明寺小字夏目3番地

大山崎町役場 経済環境課 農林商工係 TEL:956-2101 (代)

#### (3) 申請期間

令和3年7月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで

ただし、予算の上限に達した場合は、申請の受付を終了します。

### 4 実績報告

- ・事業完了後15日以内または令和4年4月15日（金）までに、大山崎町農商連携支援事業補助金実施完了報告書兼精算請求書（様式第6号）に、次の書類を添付して提出してください。

#### 【①農作物購入補助事業を報告する場合】

ア 農作物の購入実績が確認できる書類（領収書又は「購入した農作物（現物）」と「購入先および購入価格が記載された書類」が1枚に収められた写真）

イ 購入実績がわかる書類（領収書等）に、飲食店で販売するために購入した農作物が含まれている場合は、販売するために購入した農作物の種類及び金額がわかる書類

**【②農作物販売補助事業を報告する場合】**

ア 農作物の販売のために掛かった消耗品費、印刷製本費、備品購入費の購入等の実績が確認できる書類（領収書等）

イ 購入した上記のものが、農作物の販売のために使用したことがわかる書類（販売時の写真等）

ウ 販売した農作物が農家等から購入したことがわかる書類（領収書等）

- ・提出された書類を大山崎町で審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、大山崎町農商連携支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するとともに、補助金を交付します。
- ・①農作物購入補助事業を実施した場合に、実施期間途中に補助金の支払いを希望する場合は、毎月末までに大山崎町農商連携支援事業補助金実績中間報告書兼概算払請求書（様式第4号）に、購入実績が確認できる書類（領収書等）を添付して提出してください。提出された書類を大山崎町で審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、大山崎町農商連携支援事業補助金概算払支払い決定通知書（様式第5号）により通知するとともに補助金を交付します。

**6 飲食店の責務等**

（1）購入実績について、大山崎町が取引先農家から情報提供を受けることについて、了承すること。

（2）本事業の実施に当たり、町と適切な連携体制を構築すること。

**【問合せ先】**

大山崎町環境事業部経済環境課  
農林商工係

TEL：075-956-2101（代）